

転入学規則

(目的)

第1条 この規則は、神戸総合医療専門学校（以下「本校」という。）学則第16条及び第18条の規定に基づき、転入学に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(転入学の時期)

第2条 転入学の時期は、学年の初めとする。

(転入学資格)

第3条 本校に転入学できる者は、現に他の同分野の学校に在学している者とし、学校の教育計画、学科及び実習の進捗が同程度である者とする。ただし、転入学を希望する学科に欠員がある場合にのみ転入学を許可することがある。

(転入学出願手続き)

第4条 転入学を志願する者は、入学願書、その他本校が指定する書類に入学検定料を添えて、所定の期日までに提出しなければならない。

(転入学者の選考)

第5条 前条の手続きを終えた者に対しては、転入学試験を行い、転入学者を決定する。

2 転入学試験は、書類審査及び必要に応じて課す筆記試験、面接等により行う。

(転入学の手続き及び許可)

第6条 前条の選考結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、入学金、授業料及びその他の必要経費を納入し、所定の書類を提出しなければならない。

2 学校長は前項の手続きを完了した者に対し転入学を許可する。

(既修得単位の認定)

第7条 転入学前の学校において修得した授業科目の単位を、本校における授業科目及び単位として認定することができる。

(入学年次)

第8条 転入学者の入学年次は、前条の規定により認定された単位に基づき決定する。

(修業年限及び在学年限)

第9条 転入学者の修業年限及び在学年限は、前条により決定された本校転入学年次より前の学年次に対応する期間を本校に在学したものとみなし、当該期間を学則第5条に規定する修業年限から差し引いた期間とし、修業すべき年数の2倍に相当する期間を超えて在学することはできない。

(教育課程)

第10条 転入学者の教育課程は、転入学した年次の在学者に係るものとする。

(履修方法)

第11条 転入学者の履修方法等については、転入学した年度の履修規則を適用する。

附 則

この規則は平成 31 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この規則は令和 2 年 4 月 1 日より施行する。